

北九州市立花尾小学校PTA規約

第一章 総 則

第一条（名称）

本会は北九州市立花尾小学校PTAと称し、事務局を北九州市立花尾小学校に置く。

第二条（目的）

本会は家庭、学校、地域社会と連携し、児童の健やかな成長を図ること及び会員相互の親睦、啓発活動を行うことを目的とする。

第三条（方針）

- 一 本会は自主独立のものであって、いかなる団体、又は機関の干渉や支配を受けない。
- 二 本会は営利を目的とした活動は行わず、又、特定の政党及び宗教に関与しない。
- 三 児童、青少年の健全育成のために活動する他の団体、諸機関と連携、協力する。
- 四 本会は教育行政及び学校の教育方針に干渉をしない。

第四条（活動）

本会は第二条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 児童の教育環境整備又は改善に関する事業
- 二 会員相互の親睦又は啓発活動に関する事業
- 三 その他第二条の目的を達成するために必要と思われる事業

第二章 会 員

第五条（会員資格）

- 一 本校在籍児童の保護者
- 二 本校職員
- 三 本校区内に居住し、本会の目的に賛同し且つ理事会の承認を得た者

第六条（会員の権利と義務）

会員は、本会において次の権利と義務を有する。

- 一 本会の運営・活動に対して積極的に参加するものとする。
- 二 本会の運営につき、意見を述べることができる。
- 三 随時、会計簿及び関係書類を閲覧することができる。
- 四 定められた会費を納入する義務。ただし、特に事情のある場合には、会長、校長が認めた場合に限り、これを免除することが出来る。

第三章 役員及び理事

第七条（役員及び理事）

本会に次の役員及び理事を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 書記 若干名（内1名は本校職員）
- 四 会計 3名以内（内1名は本校職員）
- 五 会計監査 3名以内（内1名は本校職員）
- 六 理事 若干名

第八条（役員及び理事の任務）

- 一 会長は会務を統括し、会合を主宰し、外部に対して会を代表する。
- 二 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行する。
- 三 書記は次に掲げる任務を遂行する。
 - ア 会議等の議事録を作成する。

- イ 本規約・諸種の記録・資料等を保管する。
- ウ その他会長の指示に従った、庶務に関連する任務の遂行。

四 会計は次に掲げる任務を遂行する。

- ア 総会において決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - イ 総会において会計監査を経た決算を報告する。
- 五 会計監査は本会の会計事務に関する監査を行い、総会に報告する。
- 六 理事は各委員会の委員長及び副委員長とする。

- ア 理事は理事会に出席し、審議に参加する。

第九条（役員及び理事の任期）

- 一 役員及び理事の任期は一年とする。
- 二 役員及び理事に欠員が生じた場合は、理事会の承認において補充することが出来る。ただし、この場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 三 役員及び理事は、後任者の決定までその職務を行うものとする。

第十条（役員・委員長の選出）

役員・委員長は、役員・委員長選考委員会において選出し、年度初めの総会の承認を経て決定する。役員・委員長選考委員会は別に定める。

第四章 会 議

第十一条（会議の種類）

- 一 総会
- 二 役員会
- 三 理事会
- 四 各委員会
- 五 委員総会

第十二条（総会）

- 一 総会は全会員を持って構成し、定例及び臨時総会とする。また、総会は本会の最高議決機関である。
- 二 定例総会は年一回とし、年度初めに開催する。その内容は決算の承認、予算の審議、役員・委員長の承認、規約の改正、事業報告、会費の決定等を行う。
- 三 臨時総会は会員の2割以上の要請があった場合、又は、会長が必要と認めた場合に招集する。
- 四 総会の定足数は、全会員の3分の1以上とする。但し、やむを得ず欠席する場合は、委任状を以て出席にかえることが出来る。
- 五 総会の決議は出席会員（委任状を含む）の過半数を以て決定する。

第十三条（役員会）

- 一 役員会は、役員及び各委員会の代表者、学校長、教頭を以て構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 二 役員会はこの会における重要事項を審議する。
- 三 役員会の任務は、次のとおりとする。
 - ア 緊急を要する事項の決議及び執行
 - イ 臨時委員会の設置
 - ウ 会員の慶弔に関すること（PTA慶弔規則以外の審議に関すること）

第十四条（理事会）

- 一 理事会は役員、理事（各委員長、副委員長）学校長、教頭を以て構成し、学校長及び会長の判断により、本会の趣旨に賛同できる方は参加することができる。
- 二 理事会は原則毎月一回開くほか、会長が必要と認めたときは臨時に開催出来る。
- 三 理事会の任務は次のとおりとする。
 - ア 総会の議決した事項の執行
 - イ 諸規則等の制定、改廃、改正

- ウ 各委員会の立案計画の承認
- エ 各委員会の連絡調整
- オ その他総会の議決を要しない事項の決議

第十五条（委員会）

- 一 この会に次の委員会をおく。尚、必要に応じて役員会の決議により臨時委員会をおくことが出来る。
 - ア 広報委員会
 - イ 文教委員会
 - ウ 環境委員会
 - エ 学級委員会
- 二 各委員会は各学級より必要数（役員会にて決定）を選出し、組織する。

第十六条（任務）

各委員会の任務は次のとおりとする。

- 一 広報委員会
 - (1) 本会活動等の学校内外への広報活動の推進
 - (2) その他第二条の目的達成のための活動
- 二 文教委員会
 - (1) 会員の知識向上、家庭教育力を高めるための必要な企画を推進する。
 - (2) その他第二条の目的達成のための活動
- 三 環境委員会
 - (1) 児童教育環境の整備、改善
 - (2) その他第二条の目的達成のための活動
- 四 学級委員会
 - (1) 学級単位での会員の円滑なコミュニケーションの推進
 - (2) その他第二条の目的達成のための活動

第十七条（委員総会）

- 一 委員総会は役員、学校長、教頭及び各委員会委員を以てこれを構成する。
- 二 委員総会は必要に応じて会長が招集し、年間活動計画等を決定する。

第五章 経 理

第十八条（収支）

本会の収入は本会会費、事業収入及び寄付、その他の収入に係る一般会計及び特別会計を以てこれにあてる。特別会計は別途規定を定める。

第十九条（会費）

- 一 本会会費の額は、総会において決定する。

第二十条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第二十一条（執行）

本会の経理は、総会において決議された予算に、基づいて行うものである。

第二十二条（予算更正措置）

諸般の事情により、予算の更正措置を講ずることが出来る。ただし、理事会の承認を必要とする。

第二十三条（決算報告）

本会の決算は、会計監査を経て、総会にて報告され、承認を得なければならない。

第六章 細 則

第二十四条（細則の制定及び変更等）

本会運営に関して必要な細目は、役員会で審議し、理事会の承認を得るものとする。ただし、その結果については次期総会にて報告するものとする。

第二十五条（会員の慶弔事案）

本会の慶弔事案については、別に規則にて定める。

第二十六条（交通費助成事案）

本会の目的を達成するために行った活動に必要な交通費は、別途定める規則により助成する。

第二十七条（役員・委員長選考委員会）

本会の役員・委員長選考委員会については、別途規則にて定める。

役員・委員長選考委員会規則

- 一 本規則は、北九州市立花尾小学校・PTA規約第十条及び第二十七条に基づいて定める規程である。
- 二 本会の任務は次年度の役員・委員長を選考し、総会に報告及び承認を得るものとする。
- 三 構成は児童卒業（在籍児童が次年度にいない）役員及び理事、学校職員二名を以てこれを構成し、互選により正・副選考委員長を決定する。尚、役員及び理事に該当者がいない場合は、委員長を除いた理事及び学校職員二名を以て構成する。
- 四 選考委員会の開催は委員長が必要に応じて招集し、開催する。
- 五 選考委員が役員・委員長の候補に選考された場合は、選考委員の資格を失うものとする。
- 六 選考方法は選考委員会の中において推薦し、本人の承認まで得るものとする。
- 七 選考委員会は秘密会議であることを確認する。

附 則

- 一 この規約は平成16年4月25日より実施する。
- 二 この規約の改正を必要とする場合は理事会の承認を得る。

改 正

- | | |
|-------|-------|
| 平成17年 | 4月24日 |
| 平成18年 | 4月23日 |
| 平成26年 | 4月27日 |